

〔鳥取大学 鳥取地区〕 学生課外活動の段階的緩和の目安

【本表はあくまで目安であり、時期や内容は状況によって変更する場合があります】

R2. 8. 25_ 現在

時期	課外活動	対外試合等(コンサート等含む)	新歓活動・会食	更衣室・部室
ステップ0 ～6月24日(水)	× 禁止	× 禁止	× 禁止 SNS、オンラインは可	× 禁止
ステップ1 6月25日(木)～7月8日(水)	△ 2時間以内の活動は可能 十分な感染防御対策を行う(※1) 課外活動計画書の提出	× 禁止	△ SNS、オンラインは可 見学・体験・入部可 十分な感染対策を行う(※1) 個別・団体の会食禁止	△ 同時利用は3人まで 3密を避ける 時間差利用及び短時間の利用 十分な感染対策を行う(※1) 飲食禁止
ステップ2 7月9日(木)～7月22日(水)	○ 原則解除 十分な感染対策を行う(※1)	△ 山陰両県(鳥取県・島根県内) は可(※2)	△ SNS、オンラインは可 個別の会食は3人まで可 十分な感染対策を行う(※1) 団体の会食禁止	△ 同時利用は3人まで 3密を避ける 時間差利用及び短時間の利用 十分な感染対策を行う(※1) 飲食禁止
ステップ3 7月23日(木)～	○ 原則解除 十分な感染対策を行う(※1)	△ 中国5県は可(※2) 感染発生地域は自粛(※3) 十分な感染対策を行う(※1)	△ SNS、オンラインは可 (新歓は8月末で終了) 個別の会食は3人まで可 十分な感染対策を行う(※1) 団体の会食禁止	○ 原則解除 十分な感染対策を行う(※1)
ステップ4 10月1日(木)～	○ 原則解除 十分な感染対策を行う(※1)	○ 全国可能(※2) 感染発生地域は自粛(※3) 十分な感染対策を行う(※1)	△ 原則解除 十分な感染対策を行う(※1) 団体での会食は自粛	○ 原則解除 十分な感染対策を行う(※1)

(※1) マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒、換気を行うこと。ただし運動中にマスクは着用しない。

(※2) コンサート、ライブ等は、人との間隔を保てるよう、人数制限を設けること。

(※3) 感染発生都道府県については、新型コロナウイルス感染速報 (<https://covid-2019.live/>) 等を参照し、状況によっては活動を自粛すること。

(例：移動日の直近1週間前に感染者が発生している場合 等)

【重要】緊急事態宣言が再発令された場合、別途通知します。

【補足説明】

1. 課外活動に関する徹底した感染防御対策

●健康状態の徹底管理

- * 少しでも体調不良の症状（発熱（一時的な発熱も含む）、咳、倦怠感、味覚・嗅覚異常等）がある場合は参加しない・参加させないこと
- * 活動前後の手洗い又は手指消毒を徹底すること
- * マスクの着用を徹底すること。ただし、運動中はマスクは着用しない。

＜参考＞日本スポーツ協会「スポーツ再開に向けた感染拡大予防と熱中症予防について」

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

●利用施設等の衛生状況管理

- * 屋内・室内の十分な換気に心がけること
- * 道具や備品の共用は避けること（共用した場合は消毒すること）
- * タオルの共有や飲み物の回し飲みはしないこと

●「3つの密」の回避

- * 活動する場合、十分な間隔（周囲と2m程度離れていること。「ソーシャルディスタンス」という。）を確保すること
- * 屋内・室内の場合も、可能な限り上記の間隔を確保できるよう努めること
- * 部室・更衣室の使用の際も、十分な感染予防対策（ソーシャルディスタンスの確保、室内の換気、手指の消毒など）と、活動の記録を徹底すること
- * 部会・ミーティングは特段の事情がなければオンラインで行うこと

2. 新歓活動について

- * 8月末をもって新歓活動は終了すること
- * ただし、サークルの活動内容の特性上8月までに新歓活動が行えなかったサークルは、別途学生生活課へその旨申し立てること

3. 課外活動計画書の提出及びその他の注意事項

- * 「課外活動計画書」（別紙様式）を、顧問の承認を得た上で、活動開始前日までに学生生活課学生支援係へ提出すること（計画書を提出せずに活動を行うことは許可しません。）
- * 団体・個人の意思を尊重し、強制参加や不利益な取り扱いをしないこと
- * 活動記録を残すこと（任意様式。活動日時・場所・参加者・活動内容等。後日提出を求める場合があります。）

夏季休暇期間中（ステップ3）の課外活動にかかる Q&A

令和2年8月25日更新
学生生活課学生支援係

【活動の内容について】

- Q. 競技会等の大会や地域のイベントにボランティアとして参加してほしいと依頼がありました。参加しても問題ないでしょうか。
- A. 7月23日（木）からのステップ3においては、中国5県への移動が可能となり、1日における活動時間も制限しません。ただし、主催者側が十分な感染防止対策を講じていること、また参加者自身も十分な感染予防対策を行ったうえで参加してください。また、感染の状況を随時確認し、感染が拡大している地域へ不要不急の移動は見送る等、各自で適切に判断願います。
- Q. サークルの活動場所がキャンパス内にないため、キャンパス外の施設で練習することは可能でしょうか。
- A. キャンパス外の施設での練習は可能です。ただし、キャンパス外の施設で練習する際も、移動中・施設内等の感染対策をしっかり講じてください。万が一、移動途中または活動途中で体調不良者が出た場合、その場で直ちに活動を中止し、帰宅してください。また、体調不良者が出た旨直ちに学生生活課学生支援係へ報告してください。
- なお、事前に予約をしていた学外施設予約のキャンセル料について、大学は一切負担しません。
- Q. 接触があったり、呼吸が激しくなったり、密になりやすいスポーツは、活動を行ってもよいでしょうか。
- A. 基本的に、活動再開からしばらくの間は接触のある状況（試合等）は避けて接触のないプレー（筋トレ、パス、ラリー等）を中心に活動し、万一の感染を予防するとともに体力を戻していくことを勧めます。また、感染予防対策等については、種目ごとに関係団体等が公表しているガイドラインや一般社団法人大学スポーツ協会 UNIVAS による『新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」』も参考にしてください。
- Q. 部室や更衣室の同時利用の人数制限はなくなったという理解でよいのでしょうか。
- A. はい、部室や更衣室など、従前どおり使っていただいて構いません。ただし、ソーシャルディスタンスの確保や室内の換気、手指の消毒などの感染予防対策の徹底と、活動の記録は必ず引き続き行ってください。

Q. ソーシャルディスタンスとはどのくらいの距離ですか。

A. おおむね周囲と2m程度の距離を保つことが目安になります。

Q. 外部（学外）の方をお呼びするのは可能でしょうか。

A. 7月9日（木）から可能としています。ただし、学外者（学外指導者・OB・OG等）を呼んで活動をする場合には、学外者全員の体調を確認のうえ、居住地～活動場所間の移動経路（特に公共交通機関を利用の場合には、詳細に）を必ず記録してください。また、そのときに一緒に活動をした部員全員の氏名の記録も必ずしてください。

また、外部（学外）の方が居住している地域において自治体から住民へ外出自粛等の要請が出ている場合、必ずその内容を確認し、適切に対応してください。

Q. 音系サークルです。これまでどおり個人練習は部室でも良いですか。しても良い、というのであれば活動記録や計画書を提出しなければならないですか。

A. 上記のとおり、ソーシャルディスタンスの確保、室内の換気、手指の消毒などの感染予防対策の徹底と、活動の記録を前提に、活動していただいて構いません。なお、活動を再開する場合は再開の前日までに計画書の提出は必須です。

Q. 1日の活動時間に上限はありますか。

A. 7月9日（木）からのステップ2以降は、1日を通して練習可能です。ただし、必ず十分な感染対策を実施の上での活動としてください。

Q. 部会のため講義室を利用したいのですが、可能でしょうか？

A. 特段の事情がない限り、オンラインでの実施としてください。やむを得ず対面での実施をする場合には、2m以上離れて実施ができる場合のみ可能とします。なお、対面で行う場合は感染予防対策を徹底してください。

Q. 遠征・合宿・対外試合等についてはどこまで許可されていますか。

A. 「段階的緩和の目安」ステップ3となりますので、中国5県内の移動・活動であれば原則可とします。

ただし移動先のコロナ感染拡大状況を随時確認し、感染の拡大が確認できるときは、必要性・緊急性を十分に検討し、中止や延期等も含め慎重に判断してください。また、その際も団体や大人数での会食等は禁止します。移動中や活動中の新型コロナ対策を徹底するとともに、同室での宿泊などの感染リスクは避けてください。

県外で活動する際は出発の1週間前までに「行事（大会）参加予定届出書」を学生生活課へ提出することとなっていますので、厳守で提出してください。また移動先の感染増加の状況等により、大学から中止を要請する可能性がありますのでご承知おきください。

【施設・課外活動物品の予約について】

Q. 各体育施設や学生会館、文化系サークル共用施設、合宿所（バードピア）といった、利用していた施設の予約や課外活動物品の予約はどうなりますか？

A. 6月22日（月）に各サークルの連絡代表者の方へメールにて連絡済みですので、そちらをご確認ください。

なお、トレーニングルーム・課外活動用物品については、以下のとおり取り扱います。

トレーニングルーム：当面の間使用禁止

課外活動用物品：音響機材以外の貸出可

※但し貸出・返却の際の手指の消毒と返却時に可能な限り物品の洗浄・消毒を行うことを条件とする。

【新歓活動・「団体届」の提出について】

Q. 新歓活動は8月で終了ですか。

A. はい。すでにサークル連絡担当者の方には通知しておりますが、9月25日（金）までに新入生までを含めた「団体届」と「誓約書」を提出してください。

ただし、サークルの活動内容の特性上8月までに新歓活動が行えなかったサークルは、別途勧誘活動について検討しますので、学生生活課窓口へその旨申し立ててください。（但し、参加人数等の把握のため、団体届等については一旦上記期日までに提出願います。）

Q. 団体での会食は引き続き禁止ですか。

A. はい。ステップ3の間、団体での会食は禁止としています。屋内外の別や新歓活動か否かを問わず、夏季休暇中団体での会食は控えてください。

【感染対策について】

Q. サークル活動再開に伴い、大学側から消毒液等が各サークルへ配布されるのでしょうか。

A. 活動再開に際し1サークルにつき1回に限り、消毒液（アルコール、500ml程度）の入ったスプレーボトルを配布しています。それ以後はサークルのみなさんで手配・補充をお願いします。

Q. 楽器が共用ですが、楽器の消毒は現実的ではないと思いますので、手の消毒と個人が用いる道具の消毒をしていれば、楽器の共用は可能でしょうか。

A. 原則備品の共用は好ましくはありませんが、大学備品や大型の機材・楽器等を使用する場合は共用もやむを得ないものと考えます。ただし、活動終了後は個々の備品や楽器等の消毒及び使用者の手洗い・手指の消毒を徹底してください。

Q. 競技によっては体育館のドアを解放したままでの活動が難しいと考えられますが、どうしたらよいですか。

A. 15～30分に1回程度全てのドアを開放するなどして換気に努めてください。

【その他】

- Q. コロナウイルスの影響で6月までサークル活動ができなかったためサークル行事ができなくなり、年5回の提出が必須の「活動報告書」を5回分提出することが難しくなりました。5回提出ができない場合、今年度の活動報告書の扱いはどうなりますか。また、代替として、活動日誌を提出することは可能ですか。
- A. 代替として、活動日誌の提出をもって活動の確認とします。提出の時期は別途連絡します。
- Q. ステップ1からすでに活動をしているサークルです。「課外活動計画書」はステップ3になった際、再度提出をしなければならないのでしょうか。
- A. すでに1度提出済みであれば、再度の提出は必要ありません。ただし、7月23日（木）以降に活動を再開予定で、まだ「課外活動計画書」を提出していないサークルについては、提出が必要になりますので、活動再開初日の前日までに担当係へご提出をお願いします。
- Q. 非公認サークルです。いままでの活動で学内の施設を利用していましたが、自分たちもすでに学内の施設を利用して活動してもかまわないのでしょうか。
- A. 現在、公認サークルのみ学内施設の利用を認めていますので、当面の間、非公認サークルの学内施設の利用は禁止とします。